

**2020-07-20：令和2年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿**

1

**町税等徴収対策強化特別委員会**

開会 令和2年7月20日（月）

午前10時00分

閉会 午後 1時56分

出席者 議員 9名

出席委員	委員長 原田 洋	副委員長 松井 一寿
	委員 土屋 由希子	委員 熊谷 照男
	委員 石倉 幸久	委員 露木 寿雄
	委員 室伏 重孝	
	議長 村瀬 公大	副議長 善本 真人

傍聴議員 3番 松野洋一議員、4番 渡辺久子議員、11番 室伏寿美夫議員  
12番 山本俊明議員、13番 土屋誠一議員

一般傍聴 湯河原新聞社記者 木村様

## 説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 教育長：高橋 正

公営企業管理者：長田 黙

参事：涌井信明 参事徴収対策室長事務取扱：力石浩一

参事：内藤喜文 参事こども支援課長事務取扱：石井あゆみ

参事環境課長事務取扱：須藤裕明

参事学校教育課長事務取扱：菅沼浩行

消防長（参事）：菅沼安幸

税務課 課長：梨子本隆志

徴収対策室 収納担当課長兼収納第2・第3係長：大木裕恵

滞納整理担当課長兼収納第5係長：二宮 淳

副室長兼収納第1係長：露木裕子 主幹兼収納第4係長：山田義久

滞納整理係長：中村 哲

介護課 課長：大野真伸

事務局 議会事務局長：常盤一郎 議会事務局付：川口かやみ

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。

Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

○委員長【原田 洋君】 それでは、ただいま令和2年度滞納繰越分の状況について審議していただきましたが、名簿の用意があるということでございます。

また、次の報告事項（1）検索による差押品のインターネット公売の結果についての資料ですが、事前に確認しましたところ、いずれの資料にも滞納者の氏名等の記載がございますので、これから審議については、秘密会とすることが適切であると思います。

秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、委員会の議決が必要となります。

お諮りいたします。秘密会とすることに賛成の方の挙手を求めてます。

○1番【土屋由希子君】 その前に1つ質問していいですか。

○委員長【原田 洋君】 はい、どうぞ。

○1番【土屋由希子君】 ちょっと新人なもので、秘密会に関してで、確認をしておきたいんですけど。

差押品のインターネット公売の結果についてで、滞納者のお名前がそちらに載っているということです。確認なんですが、正直なところ、私は、自分としては見たくないというところがありまして、その氏名を黒塗りにして、その資料を皆さんで共有するということはできないということなんでしょうか。

○委員長【原田 洋君】 もし、それを見たくない場合は、その時間だけ退席していただくということにならうかと思うんですけど、今までそういう経験してないんで、新たなご意見ですからね。私が委員長として判断するのは、その場を退席していただく。またその後にも委員会は続きます。そのようないふたつの選択肢があります。

○1番【土屋由希子君】 個人的には見たくないっていうのは、自分の感情ではあるんですけども、必要であればもちろん見ます。

だけれども、その黒塗りをしたところで、その報告事項の名前を見なくとも、報告事項として、こちらとしては認識できるんじゃないかなっていうことなんですね。

○委員長【原田 洋君】 それはこの名前が載ってるから、秘密会にするということなんですね。

そういうことで、決をこれから採るわけすけれども、黒塗りにして出すということは前例にもないし、それから、いまは考えていません。

松井副委員長。

○副委員長【松井一寿君】 委員会運営のことなんで、副委員長として。事前に資料チェックを委員長とさせていただききました。インターネットの公売についての資料は、これ前期の徴収の委員会で、令和元年度に行われた。そこでこういった公売を行うということで、そのときの資料にも、該当の名前・住所等はすべて載っている状況でございますので、ここであえて黒塗りにする必要はないのかなという正・副委員長の判断で、今回資料をお示しさせていただきますので、これは継続の調査事項でもございます。そういう状況もあるということを、ご理解いただければと思います。委員会運営のことなんで、私からも一言ということで、すいません。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。私が聞きたいのは、その名前を公表する意味があるのかということなんです。議員としても、その名前が問題なのか、それともその中身が問題なのか。その方の名前を知ることで、その報告事項というのは、知らなければいけないのかというところなんですよ。別に知らないことも、こういう報告事項で、差押品のインターネット公売の結果というものは、議員に知らせることができるわけですね。なのに、なぜその氏名を公表する必要があるのかということを知りたかったんですけれども。それは何か理由があるのかなと思うんですね。その理由を知りたいんですけども。

○委員長【原田 洋君】 どうでしょうか。皆さんにこれお諮りすることはどうなんでしょうか。いま

氏名を公表する、しないというのは、私一存で決めていいのか。

松井副委員長。

○副委員長【松井一寿君】 あくまでも、これ副委員長の立場としての私の理解でありますけれども、これまで私も、これ5年目ですけれども、議員になってすぐこの委員会に入れていただいて、当時の先輩議員からは、この委員会設置意義として、やはり先ほど17億1,000万ぐらい、町長就任時にはいろいろな滞納があったというお話の中で、やはりこれは町全体のこととして捉えなければいけないということで、それ以降、こういった議会としても、委員会が設置されたということで、先輩議員からも聞いております。

中には、お名前出していいかわかりませんが、お亡くなりになりました、松野 満先輩も、毎月こういった議会の場で、税のことに関しては、我々14人議員がおりますので、いろんな事情も把握をしているというような状況の中で、やはり行政としっかりと情報共有した方がいいのではないかということです。

これは名前等々につきましては、いま土屋由希子委員ご指摘のとおり、公表する必要があるのかというようなご意見もあろうかと思いますが、やはり町内の我々いろいろな状況を知っている中で、先ほど来あります、本当は払えるのに払っていない方であるとか、そういう事実も、ある程度もしかしたら理解している方もいらっしゃるのかなという中で、あえて秘密会ということで、この内容は外に出せるわけではありませんけども、いろいろなやはり情報共有として、こういった名前ですとか企業名、しっかりと資料で出していただくことが、やはりこの委員会の中で審議をする1つの意義と申しますが、我々がしっかりとこの行政に対しても、情報としていろいろと差し上げられる部分も、このテーブルの中でやっていくということは、この委員会の設置意義だつていうことで、私も先輩議員からも聞いておりますので、一言、副委員長として、この委員会運営に当たりまして、ご理解いただければという思いでございます。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。では、じゃあ質問を変えるんですけども、その氏名を私たち議員が知ったことで、議員ができるこって何なんでしょうか。

○委員長【原田 洋君】 いま言ったように、それを他言したり、職員が漏らしたりすることは、懲罰、またはそういうものにかかりますよということを、あとで述べます。ですから、名前を公表しますけども、他に言いうことはいけませんよということを、のちに述べます。このものを配ると同時に。

○1番【土屋由希子君】 もう、そういうことになるというのは、わかった上で、何で氏名を議員が知る必要があるのかな、共有する必要があるのかなっていうところをしっかりとお聞きした上で、秘密会に参加したいと思うんですけれども、こちらご存知の方はいらっしゃらないですか。氏名を議員が共有することに対して、何か問題はないと思っておられるのかなと。特に議員がやれることはないと思うんです。徴収できるわけではなく。じゃあ、その方のことは他言はできないっていうことなので、なぜ氏名の欄が黒塗りになっているっていうところで審議ができないのかなっていうところを説明いただきたいんですけど。

○委員長【原田 洋君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 先ほど副委員長からも、過去のことをお話された。その中で、亡くなつた、ここにいる松野議員のお父さんですね、満議員がやはりこの収納の特別委員会に委員としていたときに、その中で、漏らしてはいけないんですけども、税の相談というか、議員のところに来られる場合があつたんですね。それで彼の場合には、結構相談があった。もちろん、身内の方もいると。それで、これこれこうでっていうことで、それを徴収の方に紹介して、いろいろと滞納整理をしたということで。

だから、そういう点で、議員も知っててもいいんじゃないかということで、もし、そういうことなどで徴収が上がれば、一番いいことであつて、それがいい・悪いは、自分が漏らすか漏らさないか、漏らしちゃいけないですから、そういうことも加味して、ここでお願いしてるということです。過去、そうですね、町長になってからですね、10年ぐらいですね。10年ぐらい、こういう状態でやってるんですね。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 ごめんなさいね、本当に。延ばしてしまってすいません。

悪いんですけども。いまの説明だと、ちょっと納得がいかなくて。町民の方からご相談が来るっていうのはわかるんです。そのときに、その町民の方が実は滞納していてっていうことで、個人的に議員が受けるのは、それはもちろん構わないと思うんですけど、あらかじめそれを知っておく必要があるのかなと思います。

私たちは、秘密ということを共有してしまったら、それをもし口外してしまったら、罰則を受けるわけですよね。責任を持つわけです。その責任を持つようなことを、わざわざここで共有をする必要があるのかということが疑問なんです。別に黒塗りで、インターネット公売の結果についてですよね。結果だけ教えていただければ、氏名は伏せていただければいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長【原田 洋君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 実際にはですね、そういうことで今までやってきて、行政側の徴収については、プラス側に行ってるわけですね。

それで、その判断というのがわからないということじゃなくて、そういう資料を出すことによって、納税者から相談っていうか、逆に言うと、身内とかそういうところがあるわけですけども、そういうことでうまく徴収が行くということです。さっき委員長が言ったように、見たくない人は出ていってもらつて、やるしかないと思います。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 そこを詳しく教えてほしいんですけど、どういうふうな経緯でうまくいってるんですか、ここで共有したことによつて。

○委員長【原田 洋君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 それこそ、その共有したことについては、秘密会で話したことでございますので、ここではしゃべれません。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。お答えいただけないということで、ちょっとよくわからなかつたんですけども、ここで共有するっていう、その説明はされないということでいいんですね。

確認をしておきたいんですけども、私もその秘密と一緒に共有するということで、あらかじめ確認しておきたいんですけども、その情報というのは、どこまでの方が共有されるんですか、秘密会の共有というの。

○委員長【原田 洋君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 たぶんこのやりとりは、どこまでも平行線かなと。これはあくまでも先ほど来、過去の方が1つの事例として出てますけど、それのみではなくて、委員会側からの要求に基づいて、こういった委員会の歴史がござります。設置も含めまして。

そのときに、その効果として何かっていう部分につきましては、非常にこの場で、じゃあこれが効果で、それは効果じゃないという、これも平行線になると思いますけど、最大の目的は情報の共有と。

先ほど来、いわゆる滞納だけではなくて、公売だけではなくて、秘密会でなければ、細かな事情が説明できないケースがございます。そういう部分での共有を議会側がしたい、するべきだというところから、こういった公売や滞納者リストの委員会に対するお示しということでございますので、行政側がその必要性がこうあるんだ、こうだっていうことは、なかなか答えることも難しいですし、説明することも、過去の経緯を説明するということが、その方法しかございませんので、ご理解をいただければと思います。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。では、その共有をするということに関して、秘密会がずっと行われてたということに関してはわかりました。

確認をしておきたいんですけども、地方税法がありまして、秘密の守秘義務というのがあると思うんですけども、これを議員に話すことっていうのは、その守秘義務には違反はされてないんでしょうか。

○委員長【原田 洋君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 まさにそれは議会の運営上、委員会の構成の中で、我々公務員側は、地方公務員法、公務員の中の守秘義務に当たりますので、責任の処罰という言い方がいいかどうかわかりませんけど、守らなきやいけないということは、ルールは違いますけども、この情報は外には漏らしてはいけないというのは、議会側の皆さんにも発生しますし、それが懲罰であり、我々にはそもそも守秘義務がありますので。

先ほど来、たとえば、委員会の中で、係争中のものみたいのがございましたよね。1,800万円ほどの。この背景も、今後どう進むかというときに、実名を出すにはどうしても秘密会が必要になってきます。そのときにやはり、議会側にとつて、それがプラスかどうかは別にいたしまして、町としてもやはり、そういういろいろな個別案件については、やはり秘密会の中で説明させていただく部分の合理性と、またご共有をいただく中で、何かいろいろな策を考えていただく中にも、同じ水準でお考えいただけるのかなという、こういった行政側としても期待が出てくるわけですけど。

繰り返しますけども、委員会のこれまでの過去の歴史から、秘密会というのが最初からありきではなかったわけですけども、だんだん滞納対策を進めていくにあたり、全体がどれだけの町のの方々、いわゆる滞納者がいるのか、どういう水準なのかということについては、ぜひ共有をしたいという委員会側から要望が来てるという、この説明しか、これ以上のことには私にも説明できませんので、ご理解をいただければと思います。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 先ほどの質問なんですけども、どなたまでがこの資料は共有されますか。議員は全員だと思いますんですけど、行政側です。

○委員長【原田 洋君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 行政側は、ここに出席してる人ですね。

○1番【土屋由希子君】 ここ全員ですか。

○副町長【露木高信君】 はい。ここの人だけです。

○1番【土屋由希子君】 じゃあ、徴収対策室以外の部署の方も共有されるということですね。

○委員長【原田 洋君】 露木副町長。

○副町長【露木高信君】 参事クラスも、ほとんど徴収に関わる科目を持ってるわけですね。ですから、ここにいて、その状況を聞くと。話をできるというような形で、従来こういう形になっております。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。それでは、地方税法第22条の秘密保持の違反にはならないという見解でよろしいですか。

○委員長【原田 洋君】 力石参事。

○参事徴収対策室長事務取扱【力石浩一君】 地方公務員法にも地方税法にも、秘密の保持というものがございます。

ただ、その前に、この場での湯河原町会議規則、その中でも秘密の保持っていうものがありますので、その中で、このエリアの中での秘密の保持っていうことになろうかと思います。他言をするっていうことは、一切ないという理解です。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 そうではなく、要は納税に関わる、地方税法っていうのは、納税に関わる方が知り得た情報を、他の方に口外することがいけないのであって、他の方の中に議員は入らないのかということです。議員に話すことは大丈夫なんですか、その地方税法は。

○委員長【原田 洋君】 力石参事。

○参事徴収対策室長事務取扱【力石浩一君】 そのために、議会会議規則の秘密会、こちらの方の中でご審議いただくという形です。地方税法ですとかは、議員の皆様には該当しません。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 いや、そうではなくて、納税係の知り得た係の方が、議員にお話をすることが、それが違反にはならないのかっていうことです。議員というのは、議員が口外するとかではなくて、いまからその知り得た情報を、私たちにいまから口外することになりますが、これは大丈夫なんですか。

○委員長【原田 洋君】 力石参事。

○参事徴収対策室長事務取扱【力石浩一君】 先ほど町長がご説明しましたとおり、議会側からの要請に基づいて、審議をしていただくというような形になりますので、その辺は求めに応じてお出しするという形です。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 議会側からの要望ということで、議長の方にも確認をしたいんですけども、こちら、いまのご答弁だと、議会側に責任があるような形になってしまふような気がするんですけど、それ大丈夫ですか。

○委員長【原田 洋君】 村瀬議長。

○議長【村瀬公大君】 ご指名をいただきましたので。あくまで、先ほどのお話を聞いてる中でですと、この委員会のあらかじめ事前に、正・副委員長で協議をしていただいた結果、この結果が秘密会にした方がいいというご判断のもと、それを行政側の方にお伝えをさせていただいて、秘密会にしてほしいというふうなものであろうかと思います。その内容が、個人が特定できてしまう内容でございますので、秘密会で説明をした方がいいんじゃないかという要望があったということでございますので、これに関する特段問題なく、秘密会にしていただければと思うところでございます。

以上です。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 それではまとめますが、個人情報として、滞納者の氏名を公表されないと、説明ができない内容であるということで、秘密会の中でそれを共有すると。それは議会側からの要望だから、その情報を共有するということでお間違えないですか。

○委員長【原田 洋君】 中村滞納整理係長。

○徴収対策室滞納整理係長【中村 哲君】 あくまで参考なんですけれども、昭和四十年代くらいの総務省通知、たぶん自治省だと思いますけれども、そこから、本件に関する事に關して、通知が出ておりまして、まず、全体としまして、滞納者の名簿・金額等につきましては、おっしゃるとおり、地方税法に基づく秘密であるというふうに、まず記載がされております。

その中で、議員の調査権ですね、地方自治法第100条等に基づく調査権を使用した場合に、その開示ができるかどうかについての規定がございます。それにつきましては、原則としまして、本来、地方税法に基づいて、かなり厳しく秘密とされている内容でございますので、本来であると、開示について、ふさわしくないというところですが、最後まで読みますと、その場合、どうしても開示の必要があ

る場合は、秘密会等を検討して審議するっていうような形での記載がございましたので、そういった通知のもと、秘密会の中ですと、地方税法の秘密の部分についても、ある程度開示ができるのではないかというふうな解釈でございます。

○委員長【原田 洋君】 土屋由希子委員。

○1番【土屋由希子君】 ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

では、この秘密会の内容の氏名に関しては、どうしても公表しなければいけない内容であるというふうにおっしゃるので、私は、それだとしたら、秘密会の中で共有していただいて大丈夫だと思います。

○委員長【原田 洋君】 村瀬議長。

○議長【村瀬公大君】 先ほど来、土屋由希子委員から、公表公表というようなお話をあります、あくまで秘密会の中で話すことでございますので、公表というものではないというご認識をしていただきたい。のちほど、秘密会にするかどうかを確認を、賛否をとろうかと思いますが、それで秘密会についても、委員長の方からご説明があろうかと思います。決して、公表ではございませんので、その辺だけしっかりとご認識をいただければと、私から助言をさせていただくところでございます。

○委員長【原田 洋君】 のちほど、またこの内容をお伝えしたいと思います。

熊谷委員。

○2番【熊谷照男君】 関連してになってしまふかも知れませんが、いま、これほど個人情報が厳しく制約されて、いろいろな部分でなってて、それで名前を出すっていうのは、本当にいいことなんでしょうか。やっぱり、徴収をするっていうことでは、先ほど税務の方が一生懸命やられていることはわかります。納めていただくっていうことも大切だと思うんです。

でもそこは、名前を出さなくとも、十分そこは伏せてても、その金額がわかるわけですから、その金額を納めてもらうために対策していくわけですから、わざわざ秘密会を開かないで、そこを黒塗りにして、こういう中ですね、それもはっきり言って、全部が全部参事が出るんじゃなくて、税務関係の方とか出てもらって、町長・副町長入って、で、やっていくことは十分可能だと思うんです。その中で金額がわかるわけですから。そういう意味で、今までやってきたから、そうだからっていうことで、ただそれを流していくだけじゃなくて、やっぱりそういう時期にも来てるんじゃないかと思うんですね。

ですから、やっぱりこれだけ個人の名前が伏せて出されて、黒塗りで出てくる場合もあるわけですから、その辺のところもやっぱり考えていかなくちゃいけない時期に来ていると思うんですね。徴収することは、本当に皆さんおっしゃったとおり、はっきり言って大変です。

でも、わざわざ個人の名前まで出す、本当に必要なのかっていう、そういうときに来てるんじゃないのかって私は思うんですね。もう10年ぐらいやってるから、それがずっとやってきた、そういう部分で本当にいいのかどうか、私は正直言って、はっきり言って疑問です。こういうふうに税金を納めてもらうこととは、本当に工夫していかなくちゃいけないと思います。大切なことです。

でも、個人情報を出して、それが本当にいいのかどうか、私は委員長、はっきり言って疑問です。

以上です。

○委員長【原田 洋君】 松井副委員長。

○副委員長【松井一寿君】 いろいろなご意見があるのは承知で、正・副委員長もいろいろな資料も求めているところでございます。これも、過去からもそうでございますが、まあ10年ぐらいやってるから、そろそろいいんじゃないかっていうご指摘もあろうかと思いますが、先ほども徴収率としては、湯河原町は決して町村の中では高くない、そういった状況もある。滞納額に関しても、恐らくそういった状況だというふうに思います。

やはりこれは、全庁的な部分でやはり考えて、解決策もやはり議会としても、何か提示をしなければいけないという、私はそういった責任があろうかと思いますので、ぜひそこは情報共有として、この場を設けさせていただいたという正・副委員長の判断でございますので、それは委員会運営として、ご理解をいただきたいという、改めてのお願いでございます。

○委員長【原田 洋君】 熊谷委員。

○2番【熊谷照男君】 だからこそですね、個人の情報っていうのは、本当に簡単に出していいことかって。それじゃなくても国でもいろいろ問題になってるわけですから、ましてこういう小さい町であるからこそ、税金の徴収をして納めてもらう、そういう意味で、わざわざ個人の名前を出してまで、やる必要はないと思ってるんですね。ですので、そういうような意味で、やっぱり徴収の仕方っていうのも、これから工夫していかなくちゃいけませんし、先ほども税務の関係の職員の方、一生懸命言ってくれました。確かにそのとおりです。工夫して、2回も3回も出して、または文書も出して、広報して、コールセンターも設けて、そういう苦労をされてるわけですね。

それで、だからといって名前を出すって、普段だって、名前を出さないで、書類が来ることがあるわけですから。まして、そういうふうな大切な税金のことで挙げて、名前を入れるっていうのはおかしいと思います。

以上です。

○委員長【原田 洋君】 室伏重孝委員。

○10番【室伏重孝君】 先ほどから聞いてるんですけど、過去からとかどうのこうのじゃなくて、やはり秘密会というものの中で、やはり情報を共有して、それを議員が聞いて、個人情報でどうのこうのなんていうこと、やはり議員なんだから、それは知り得るべきところがあつていいと思うんだよ。

だから、その委員会の中を、そのために秘密会で情報も公開しないでやるっていうことでやるんだから、別に私は、いま正・副委員長の中で決めたことで、この秘密会とするって、まあこれから諮るんですけど、私はそれでいいと思うよ。

○委員長【原田 洋君】 様々なご意見がありました。

でも、ここは私、委員長の責任として、秘密会を行いたいと思いますので、賛成・反対をお示しいただきたいと。

○2番【熊谷照男君】 委員長、「します」っていうのは委員長の意見ですから、その根拠っていうのをもうちょっと教えてください。その根拠っていうのは、僕はまだその辺、委員長と副委員長で話し合ってやつたっていうのはいいんですけども、その根拠っていうのをはっきり出さないで、こうだからこうだって、それはちょっとおかしいじゃないですか。

○委員長【原田 洋君】 松井副委員長。

○副委員長【松井一寿君】 根拠っていうのは、何をもっての根拠なのかわかりませんが、いろいろ事前に見せていただいた資料を我々見た中で、一般的に公表することが望ましくないから、秘密会にした方がいいのではないかという正・副委員長の判断で、皆様方にそれをお諮りするわけです。

我々正・副委員長で、秘密会にしようと決まったわけではなく、まさに皆様方にお諮りをして、秘密会を開くかどうかっていうのは、これから決まるわけでございますので、一般的に公表がふさわしくないものがあるから、秘密会にするということが、秘密会にするべきではないかという正・副委員長の見解でございます。

○委員長【原田 洋君】 熊谷委員。

○2番【熊谷照男君】 長くなつてすいません。大事なことっていうのは、やっぱり秘密会とか、こういうのはもちろん大事なことですよ、そのことというのは。税のことですからね。納めていただかなくちゃいけないわけですから。

そういうふうに大事なものを出されるのであれば、出せるわけですよ。さっきもいろいろ話しましたから、そういう部分でいいのでは。わざわざ秘密会にする必要はないんじゃないかと思うんです。こうやって話し合って、当然、守秘義務は我々議員にしても、公務員にもあるわけですから。それは守らなくちゃいけない。それは当然のことです。

以上です。

○委員長【原田 洋君】 それでは、ここで暫時休憩にします。午後1時再開です。

休 憩	午後12時13分
再 開	午後12時58分

○委員長【原田 洋君】 休憩中の委員会を再開いたします。

室伏重孝委員。

○10番【室伏重孝君】 先ほど聞いていて、いろいろ意見はあったようですが、委員長に権限が与えられてますので、ここでもう秘密会にするということを、決を探るということ、それを進めていただきたいと思います。だいたい、それでかなり時間食ってますので、もうだいたい議論は尽きてると思いますので、それで進めていただきたいと思います。

○委員長【原田 洋君】 いま室伏重孝委員からもありましたように、午前中にだいぶのご意見を私は頂戴いたしました。ここで、秘密会にすることをお諮りいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長【原田 洋君】 賛成多数。

ただいま、秘密会とすることに決定いたしましたが、湯河原町議会会議規則第91条第2項の規定による退席は求めません。皆さんの出席をお願いいたします。

次に、秘密会の開会に当たり、2点ほどお伝えします。

1点目は、秘密の保持についてでございます。このことに反した場合、議員におきましては、懲罰の対象となり、職員におきましては、地方公務員法に基づく罰則の適用を受けることになることをご承知置きください。

2点目は、議事録についてでございます。秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議の内容として、議事の記録をとりますが、公表はいたしません。

以上、2点申し上げます。

それでは、これから秘密会を開会いたします。

(秘密会開会 午後1時02分～午後1時35分)